



《学校をお休みするとき》

欠席されるときは、連絡帳でご連絡ください。
やむを得ず電話連絡する場合は
7時50分～8時20分 の間をお願いします。

なお完全登校時間(8:30)を過ぎて連絡が無い場合は、勤務先への連絡あるいは家庭訪問を行う場合があります。

また、以下の等感染症での欠席は、「**出席停止※**」扱いとなります。医師の指示の下、すぐに学校へ連絡願います。なお完治後の登校(医師からの登校許可が下りた場合)は「**登校願**い」を提出いただきます。

欠席される前日に連絡をいただく場合は、18時以降翌日7時45分までは留守番電話が設定されております。ご注意願います。

「新型コロナウイルス感染症」については、次の場合出席停止の扱いとなります。ご不明な点などありましたら学校にご相談ください。

「欠席」扱いとはならない事例

- ・新型コロナウイルス感染症への感染が判明した場合
- ・濃厚接触者や検査対象者に特定された場合
- ・発熱等風邪の症状が見られる場合
- ・同居家族に発熱等の症状が見られる場合
- ・保護者が不安を感じて登校させない場合
- ・医療機関等で新型コロナウイルスワクチン接種を受ける場合
- ・新型コロナウイルスワクチン接種を受け副反応が現れた場合

※「出席停止」

:病気の中には学校を休むことを法令で決められている病気があります。医師からその病気の診断を受けた場合は出席停止となり、欠席扱いとはなりません。なお出席停止期間は病気によって異なります。

例) インフルエンザ, 麻しん, 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ), 百日咳, 水痘(水ぼうそう), 咽頭結膜熱(プール熱), 結核, 手足口病, ヘルパンギーナ, マイコプラズマ肺炎 他
集団感染防止のため校長が認めたもの